

平成 24 年度第 1 回静岡市障害者自立支援協議会 会議録

- 1 日 時 平成 24 年 8 月 3 日（金） 午前 10 時から正午まで
- 2 会 場 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市役所本館 3 階 第 3 委員会室
- 3 出席者 （委 員）江原勝幸委員（会長）、鈴木真知子委員、堀義博委員、
山本忠広委員、望月晃次委員、川口好則委員、長谷川浩志委員、
荒田真理子委員、矢代美砂子委員、佐野可代子委員（副会長）、
西尾陽子委員
（事務局）沢滝福祉部長、畑保健衛生部長、松永参与兼障害福祉課長、
田形参与兼精神保健福祉課長、
長沼地域リハビリテーション推進センター所長、牧野保健所清水支所長、
森参与兼商業労政課長、
小村葵福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長、
杉山駿河福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長
障害者福祉課：荒田参事兼統括主幹、松田参事兼統括主幹、海野統括主幹、
影山主任主事
精神保健福祉課：鈴木統括主幹、田代主任主事
静岡市障害者相談支援推進センター 牧野氏、堀越氏
障害者生活支援センター城東 大塚氏、前田氏
障害者地域サポートセンター北斗 寺田氏
静岡市支援センターなごやか 渡辺氏
静岡ピアサポートセンター 渡辺氏、李氏、松本氏
静岡医療福祉センター児童部 相談室「やさしい街に」畠山氏、鈴木氏
地域生活支援センターおさだ 早坂氏
清水障害者サポートセンターそら 山下氏、萩原氏
静岡市清水うみのごセンター 花畑氏、鈴木氏
はーとばる 大澤氏
- 4 傍聴者 一般傍聴者 2 人
報道機関 1 社
- 5 議 題 （1）平成 23 年度相談支援事業等の実績と今後の取組について
（2）地域課題について
- 6 会議内容

開会

司会より出席委員の紹介、事務連絡

沢滝福祉部長より新規委員へ委嘱状伝達

(沢滝福祉部長)

皆様おはようございます。

さきほど、ここに来る渡り廊下から外の温度計を確認したら、33℃となっております、本日はお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より静岡市の障害者福祉行政をご支援いただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日平成 24 年度第 1 回目の本協議会は、障害者自立支援法に基づきまして、地域の障害福祉関係者の連携を深め、支援体制についての協議を行い、地域課題の解決を図ることを目的に設置しているものでございます。

委員の皆様もご承知おきのとおり、平成 24 年度 4 月施行の改正障害者自立支援法においては、自立支援協議会が法定化され、当協議会が担うべき役割はますます重要となっております。

本日の協議会では、本市相談支援事業の今年度の取組みと併せ、葵・駿河・清水の 3 区における障害者相談支援連絡調整会議等で協議された地域課題や、今後の支援の在り方について、ご協議いただければと思います。

委員の皆様におかれましては、それぞれ所属される団体の立場から、今後の支援の一助となり得るよう、ご意見を賜れますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会より事務局の紹介)

(江原会長)

はい、それではこれから議事を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議について 2 名の傍聴の希望がありました。

本日の議題のうち、「(1) 平成 23 年度相談支援事業等の実績と今後の取組について」につきましては、非公開とする内容ではございませんので、公開して実施したいと思います。

一方、「(2) 地域課題について」につきましては静岡市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定される非公開情報、つまり個人情報が含まれておりますので、「(2) 地域課題について」の協議につきましては非公開としたいと思います。会議終了後に作成します会議録につきましても同様に、当該部分は非公開にしますのでよろしくお願いいたします。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

それでは「(1) 平成 23 年度相談事業等の実績と今後の取組について」は公開し、「(2) 地域課題について」は非公開といたします。

傍聴される皆様に申し上げます。傍聴の際は留意事項を厳守し、議事の進行を妨げないようにお願いいたします。また、途中より非公開部分の議事となりますので、指示がありましたら速やかにご退出いただきますようお願いいたします。

なお、報道機関の皆様も同様の扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

【4 地域課題の進捗状況について】

(江原会長)

それでは早速ですが、報告について話していただきたいと思います。

最初に、自立支援協議会で報告された課題及び各区連絡調整会議で調査・検討されている地域課題について報告いただきたいと思います。

事務局から報告をお願いします。

(事務局 海野)

はい。静岡市障害者福祉課地域生活支援担当海野と申します。よろしくお願いいたします。

資料の 2-2 をご覧ください。地域課題の進捗状況の報告をさせていただきます。1 ページの「特別支援学校高等部への通学について」でございます。本課題については、平成 23 年度の 2 回の自立支援協議会において報告している内容になります。課題の内容は、特別支援学校高等部に通学する生徒はスクールバスによる通学手段がないために、自主通学や家族による支援ができない場合に通学できないというものです。昨年に続き、本年 6 月に県教育委員会、特別支援学校、当事者団体、相談支援事業所、障害者福祉課が出席して第 3 回目の検討会を行いました。

その際、静岡北特別支援学校からは、スクールバスを 4 台から 5 台にすることによって一部高等部の生徒も利用できるようになったこと、また静岡中央特別支援学校からは静岡県地震防災センターをバス停留所としたことで、安倍川以西の方も送迎の負担が軽減した、という報告がありました。県教育委員会からは、静岡県下で 4 台のバスを増車でき、そのうち 1 台が北特別支援学校に配置できたとの報告がありました。

その他、今後スクールバスのルート変更を伴うバスの停留所について、市や県の施設等の使用について協力してもらいたい、との要望がありました。このことにより、今年度は希望している生徒はバスの利用ができているということになりました。

このように、特別支援学校や県教育委員会の努力により、前年度に比べ改善されてきております。福祉と教育がそれぞれの役割を分担しながら支援していくことが大切だと考えておりますので、今後も通学支援についての検討会を継続していくことで各機関の現状や課題等を共有し、解決策を検討していきたいと考えております。以上でございます。

(葵区連絡調整会議事務局 北尾氏)

葵区事務局、アグネス静岡の北尾と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料に基づきましてご報告をさせていただきます。葵区の方では、前回の会議を受けまして、移動支援サービスについての現状を継続して行います。

まず、利用者が支給されている時間数の30%しか利用がないことについて、支給決定内容の身体介助あり・なしの判定の問題について、話し合いをいたしました。

1の支給されている時間数の30%しか利用がないことに関しましては、利用の申込み、希望にこたえられているパーセンテージではなく、総支給量のうちの30%しか利用がないということです。事業所さんにいろいろお話を伺いまして、ヘルパーの不足で希望にこたえられない場合もあるという返事もございましたが、契約のときにヘルパー派遣の可能な範囲で契約をしていたり、申込がかさなった場合、ヘルパーのシフトをかえて断らないようにしている、との各事業所さんが申込に対して希望にこたえる努力をされているということがわかりました。

2番目の身体介護あり・なしの判定基準に関しましては、障害者福祉課の方から状況調査表の配布がありまして、私たちの相談事業所の方も知ることができました。今後この件に関連しまして、困難事例等がありましたら事務局会議で検討していくこととなっております。あとの課題検討について、2番になります。移動支援サービスに従事できるヘルパーが不足している事に関して、利用者へのサービスに関するインフォメーションや周知が不足していることに関して検討いたしました。

ヘルパーの不足に関しましては、研修の開催の不足等の調査もいたしましたが、どの研修もいつも100%以上の申込があったりするわけではなく、研修そのものの開催が少ないということではなく、移動支援の従事のためにはホームヘルパーの資格が必要であるということがひとつ課題として挙げられまして、ヘルパー資格をもっていない学生さんであったり、主婦の方たちが移動支援のヘルパーとして従事できるような市独特の研修システム等を構築して欲しいという課題があがっております。

2に関しましては、現在配布されている移動支援のしおりがH21年に作成されたもので、今年度法改正の施行もありましてその現状とあわないので、新しいしおりが必要ではないかという話が出ています。こちらの方は障害者福祉課の方と話をしながらQ&A集の検討であったり、利用者が字を読むことが苦手な方も多いのでイラストなどを入れてわかりやすいものを作成した方がいいのではないかというような意見も出ております。

あと、こちらの方はまだ課題なんです。利用者が移動支援というものをどのように理解をされているのかということを知るアンケートを試みたいという意見も出されておりました。今取り組んでいるところになります。

この課題の一番最初に出されたものとして、利用者に移動支援サービスをわかりやすく伝える手立てというところは、今後も事務局のほうでわかりやすいサービスにする手立てに関して継続して検討していくことになっています。以上です。

(駿河区連絡調整会議事務局 李氏)

引き続き、駿河区障害者連絡調整会議での地域課題検討状況を報告させていただきます。

駿河区では、行動援護サービスの課題を平成23年10月以降検討しております。自閉症や発達障害をもち、地域で暮らす問題行動のある方への支援において、行動援護サービスの課題について検討しております。

まず、一番初めに平成 23 年 10 月駿河区連絡調整会議におきまして、当センターで相談を受けている事例から行動援護の課題をまとめてみました。市内で移動支援サービスを行っている 57 の事業所にアンケートの調査を実施いたしました。23 年 11 月駿河区連絡調整会議にて、意見交換会を実施いたしました。同じく、12 月に駿河区連絡調整会議事務局会議にて再度課題の整理をいたしました。ここで整理された内容ですけれども、市全域で行動援護サービスを必要としている方がどれくらいいるのか、その方たちが実際行動援護を利用していない理由は何なのか、行動援護事業者が増えない理由は何なのか。そして行動援護の課題を整理する中で同時に知的障害者の移動支援サービスについても拡充が求められていることが明らかになってきました。

知的障害の利用者のニーズに沿ってサービスの提供が行われていない状況、そして以前市で検討したけれども、未実施の知的障害者のための移動サービスの養成講座の開催が今後も必要なのではないでしょうか。

このような事業所の拡大における課題をどのように整理・検討していくかということのポイントとして、今まで検討を重ねてまいりました。

2 点目の大きな 2 にいきますけれども、現時点でまとめられている課題についてあげますと、前回までの検討からまず事業者に対する行動援護サービスの理解を求め、同時に行動援護研修を必要に応じて受けるための事業の必要性が明らかになっております。また利用者、関係者、関係機関に対する行動援護サービスがよくわからないという誤解を解き、安心して使えるための働きかけの必要性が明らかになりました。現状把握についてですけれども、上記 2 点を解消するためにどのような働きかけが今後必要とされるのか、より具体的なアンケート、研修会等が必要な事案について駿河区連絡調整会議にて今後も検討を重ねつつ、全市的にも同様な作業が必要であると考えております。これらを進めるにあたって、事業所、利用者、関係機関に対し、こういった内容を調べるかを検討したいと思ひまして以下に記載しているものをあげております。

また、行動援護事業の内容の広報について、より具体的に検討が必要だということ、行動援護の人材の養成が必要なのではないかということ、最後に行動援護のサービスの充実に向けてというところで、4 つの点を挙げさせていただいておりますけれども、①個別支援計画、行動援護サービスの組み立ての研修などの実施、②地域啓発、当事者理解・協力、場の提供等に関する働きかけ、③他のサービスとの連携による事業所の負担の軽減の検討、④必要な利用者が必要な量で支援を受けることができる仕組みについて、今後も検討を重ねていくことになっております。以上です。

(清水区連絡調整会議事務局 山下氏)

清水区の障害者相談支援連絡調整会議での地域課題の検討状況について発表させていただきます。サポートセンターそらの山下と申します。よろしくお願いいたします。

清水区では介護者が高齢の方の支援について、ヘルパー不足について、この二つについて課題の検討をしております。

まず一つ目の介護者が高齢の方の支援についてですが、課題となる理由としまして、日ごろから障害福祉サービスを利用せずに高齢の主介護者を中心に支援を行っている場合に、病気や保護者が亡くなってしまったときに、本人の生活の質の維持は困難化されてしまう。

課題への取組みとしましては、対象世帯の情報を早期把握、支援していくため、民生委員や地域包括支援センターなど関係機関の集まりへの参加等により、相談支援事業所と関係者・関係機関の連携強化

にむけた取組みや協議を実施・検討していく。まず一つ目としまして、民生委員への働きかけですが、先月の7月30日に民生委員の研修会に参加しまして、障害者の相談支援事業について周知を図りました。地域包括支援センターとの連携については、現在調整中です。

次のヘルパー不足についてですが、課題となる理由につきましては、現在家事援助、身体介護、重度訪問介護、移動支援等の利用を希望しても希望の時間に添えないことや、一人の利用者に対し、一つの事業所では対応できない事態が増えているためです。

課題への取組としましては、清水区にある障害者自立支援法のヘルパー事業所にアンケートを実施し、現状や事業所が考える課題を集約し、現状の把握を行いました。

アンケートにつきましては、本日の追加資料をご覧ください。

アンケートの結果によりまして、多くの事業所がヘルパー不足の問題を抱えていることがわかりまして、6月に同じ事業所に集まっておきまして意見交換会を開催いたしました。課題への取組や課題解決の方法を計画しました。今後意見交換会での協議内容を区の連絡調整会議にフィードバックし検討を継続していきます。以上です。

(江原会長)

はい、ありがとうございました。ただいま通学支援と各区の連絡調整会議の地域課題についての報告がありましたが、これについて何か質問等がございますでしょうか。ご発言をいただきたいと思います。

(川口委員)

望未園の川口でございます。いくつか教えてください。

葵区の発表の中で1で総支給決定時間と利用目的についてというところがあるんですが、これ簡単でもいいんですが、実際に障害を持たれている方に支給されている総支給時間数と、実際に利用申込がある時間数とのギャップってどのくらいありますか。

それと、ホームヘルパー2級の資格が移動支援従事者の資格要件となっているというところですが、要はホームヘルパー2級の資格をとっても、移動支援の研修を受けたとこにはならないので、ヘルパーが不足していると私はとったんですが、一つの案としましてホームヘルパー2級研修の中に移動支援従事者研修のカリキュラムをどこか含めてもらえればカタがつくのかなと思うんです。ヘルパー研修の事業所は非常にたくさんあると思うので、その辺の負担がどのくらいになるのか、今何時間ぐらい移動研修がかかっているのかなというところを知りたいと思いました。

あと、清水の案件ですが、これも質問です。やはり同じように、葵区と同じようにヘルパー不足と出てくるんですが、実際に居宅介護支援事業所さんなんかは同じパターンで、高齢化、事業所の一覧をみると、高齢者をメインにした事業所さんの名前を非常にたくさんあたっています。これは障害に関する会議なので、そちらの方が主になると思いますが、実際高齢者をやってらっしゃる居宅介護支援事業所さんはどの程度対応できてるか、数字で何か把握されているところはあるのかな。やはり、こういった事業は分母の小さい業界が頑張ってもどうしても効果は低いので、高齢者の専門の事業所は非常にたくさんありますので、そちらにもパワーがあればですね、ある程度解決のスピードは諮れるのかなと思ひまして、私から質問させていただきました。以上です。

(江原会長)

ありがとうございました。3点ほど、葵区に対しては2点ほど質問がありましたけれども、まず、始めに葵区の方の利用申込のギャップについてからお願いします。

(葵区連ら調整会議事務局 北尾氏)

アグネス静岡の北尾です。まず一つ目の質問に関してなんですが、先日障害者福祉課の方から静岡市内の移動支援の総支給量と実際の契約量の資料はいただいたんですが、申し訳ありません、本日手元に持っておりませんので、時間についてここで正確な数字をお伝えすることができないので、申し訳ないんですけど持ち帰らせていただきたいと思います。

もう1点のヘルパーの不足の件に関しまして、おっしゃっていることと逆のこととして、移動支援サービスの支援に入りたいんだけど、ヘルパーさんの資格もお持ちでないと移動支援の研修を受けられないということで、ヘルパーの資格を持っているだけでは受けられない、支援に入れないということではなくて、ヘルパーの資格を持っていないと移動支援に従事できないということが課題として挙げられていて、移動支援にある意味特化したような、ヘルパー資格を持たない方でも移動支援サービスに従事できる研修のようなものがあれば従事できる方が増えるのではないかと話になっております。以上です。

(江原会長)

はい。ありがとうございます。

資格がなくても移動支援の事業所の研修にできるように努力をするというところでヘルパーの資格がなくても移動支援の従事者の研修ができるようになるのではないかとということですね。

もう1点清水区の方の質問について、お願いいたします。

(清水区連絡調整会議事務局 萩原氏)

清水区についての事業所なんですが、実際の資料は持ってないので、おおよそになってしまうんですが、介護保険の事業所は清水区では50箇所ほどあります。その中で障害者自立支援の事業をやっている事業所が17箇所。そのうち、実際に動いているのが15箇所程度となっております。

その清水区の15箇所の事業所の中でも、アンケートの集計結果(1)のところにあるように、ほぼ介護保険を中心にやっている事業所が63%とほとんどです。

今後障害のほうの事業所を少しでも、あとは今障害をやっている事業所が30%という数字を少しでも上げることでヘルパー不足も解消できるのかなと思っております。以上です。

(江原会長)

はいありがとうございました。

それでは山本委員。

(山本委員)

今の追加の情報ですけれども、私のほうでも介護保険のヘルパー事業所何箇所かに声掛けして参入し

てもらえないかと言ったときに、高齢者の場合、障害が脳血管障害であったり、障害の数が少なくて様子がわかりやすいということがあり、実際に障害者の方の場合は知的であったり、身体であったり、障害の種別が多すぎてわかりづらいので、ちょっとやるのが難しいであったりとか、ヘルパー自身が割と高齢の女性 50 代、60 代の方が多くて、なかなか若い方への対応が難しいとか、障害を持っている男性は体が大きいので対応が難しいとか、そういったヘルパー事業所の事情もあたりですとか、また、参入していただいた事業所もあったんですが、結果的に途中で断念されて引かれてしまった事業所も実際にあります。

また、高齢者のヘルパー事業所の場合、事業所近くのご利用者さんの所に地域の中にも多くの方がいらっしゃるんですけど、障害の方をお願いする場合には、その地域の中で絶対数が少なく、広がりすぎていて、居宅の距離が遠く、転々とされていてなかなか行きづらいという現状も耳にしたことがあります。

すいません、追加です。

(江原会長)

ありがとうございました。

では望月委員をお願いします。

(望月委員)

まあぶるの望月です。

北尾さんの説明に追加なんですけど、移動支援のヘルパーの件なんですけれども、身体障害のある方たちの移動支援と、あと視覚障害のある方の移動支援、今は同行援護になっていますけれども、その部分がヘルパー 2 級の資格を持っていないと養成研修受けられないというような状況だと思います。それでいいですよ。

知的に障害がある方の移動支援、前回のときもお話させていただいていると思うんですけど、知的に障害がある方への移動支援に関しては、ヘルパー 2 級があればいいというような形になっていて、移動支援従事者の養成研修自体はやっていない、これが現状のはずです。

なぜ知的障害がある方の移動支援のヘルパーが不足しているかということ、ヘルパー 2 級をもっていれば出来るってことになっているんですけど、多くが行動に障害のある方たちなので、ヘルパー 2 級を持っているからといって、さあ、と出来る支援ではないというところが 1 点だと思うんですね。

そこらへんに関して、ヘルパー 2 級を持たれている人っていうのはやっぱり、高齢者福祉、介護保険の中でやられている方が多いんですけども、高齢者福祉と障害者福祉はちょっと違うというところがあたりする部分もある。言い方が悪いかもしれないけれど、介護保険の高齢者の支援の多くは家事援助であったり、身体介護であったりという部分が多くあり、外に出かける支援といったサービスがあまりないというような状況。知的障害などの障害のある方たちへの支援に関しては、居宅の中での支援も必要な部分はたくさんあるんですけど、それよりも外に出る支援が多く必要になってくるところがある。そのところの違いがあってなかなか、ヘルパーが障害の分野に入ってこれない部分、高齢者福祉と障害者福祉の違いがその部分にあって、なかなか参入しづらいところじゃないかなと。

介護保険の中ですと、ある程度時間が決まって、朝何時から何時まで身体介護、家事援助で、ここからこの時間まで身体介護・家事援助っていうような形で組み合わせをしながら一人のヘルパーさんが何

件も受け持つことが出来るというような、短時間のサービスが（できる）、一人の人が一日のうちで何件か受け持つことが出来る。障害福祉サービスになってくると、長い時間支援し続けなくてはならないというような状況がでてくるので、一人の人が何件も受け持つことが出来ないというところ。

下手をすると8時間とか10時間お母さんたちからというか、本人の要望プラス家族の要望のほうが多くなってくると思うんですけども、10時間よろしくお願いな、といわれて、一人の人に任せちゃう部分が出てくる。そういうところで介護保険のヘルパーさんでは対応が難しい部分がある。ということもあるかと思います。前に出したことで、学生さんを有意義に使うといったところで、静岡市として知的に障害がある方たちや、身体に障害がある方たちの移動支援に関しては、移動支援の養成研修を作って、そのカリキュラムの中でやって、サービスを多く支給決定している分、今30%しか利用されていないという理由がどこかにあると思うんですけども、その部分に関してもう少し50%なのか60%なのか、80%くらいまで支給決定した分を利用できる仕組みにしていかなければならないと思っているんです。

その部分で知的に障害がある方たちの支援に必要なヘルパーの資格がなくても、移動支援の養成研修を受けることで、ヘルパーとして活動が出来る人を増やすということが必要となってくると思います。うちの事業所に来ている学生さんは、下手なヘルパー2級を持っている方たちよりも障害のある方への支援に関してはかなりの技術を持っている方たちが出てきている。土曜日に行われているあおい講座だったり、夏休みに行っているスマイルキャンプという自閉症の方のキャンプがあるんですけども、そこに参加されている大学生なんかはかなりの技術を持っている方がたくさんいるんですね。そういう人達を、障害のある方たちの支援、ヘルパーとして活用できたほうがいいんじゃないか、というようなことがあって前回自立支援協議会のときも提案させていただいているんですけども、そのへんですよね。ちょっと北尾さんの説明が不足しているというか、追加させていただいた部分なんですけれども、ヘルパー資格を持っていてもなかなか入れない理由は、障害のある人達がなかなか難しいというイメージになってしまう。ヘルパーの資格はどうしても高齢者福祉に特化してやっているので、障害者福祉に関してはなかなかやられていないというところがあるんだと思います。

その部分を補う形での、市としての独自の養成研修が必要なのかなという風に思っています。

（江原会長）

ありがとうございました。

今の補足という説明の中でヘルパーに関しての、高齢者と障害者の違いという点と、提案という形でヘルパー資格がなくても移動支援従事者研修が受けられるような形となるものということで、ヘルパーを増やしていくことによって移動支援を増やしていくというご提案していただきましたけれどもこれについて、検討していただくという形でよろしいでしょうか。

（事務局 海野）

はい、障害者福祉課海野です。

ヘルパーの不足に関しての研修についての考え方なんですけれども、今こちらでも研修についてはノウハウがないものですから、移動支援の養成研修を行っている自治体ですとか、受講費に対して助成している自治体もありますので、他都市の状況も調査・研究して検討していきたいという風に考えております。

(江原会長)

望月さん、よろしいでしょうか。

それでは、検討していただきたいと思います。

他になにか報告に対してご質問ございますか。

(望月委員)

すいません、2 の地域課題の特別支援学校高等部への通学についてなんですけれども、前回は発言させていただいたんですが、これは学校教育の中でのところで、高等部の人たちもスクールバスを使えるようになったことはすごく評価できる、保護者の方たちはすごくうれしい状況なのかな、と考えているので、これはこれで結構なんですけれども、高等部卒業した後もやっぱりあって、どうしても通所先へ通う手段がなかったりする場合に、今送迎バスを走らせているところは多くあると思うんですけど、なかなか送迎バスも走らせられないようなところもありますので、その部分に関しても考えていかなければならないかなと思っておりますので、高等部は高等部で課題のところについては OK なんですけれども、成人された方たちの通所先への通勤・通所の足の手段の部分についても考えていただかなくてはいけないかなと思っております。

(江原会長)

はい、ありがとうございます。

成人された方々の通所・通勤の移動の手段の確保について今後検討していくということでよろしいでしょうか。

(事務局 海野)

はい、検討してまいりたいと思います。

(江原会長)

よろしくをお願いします。

その他報告等についてご質問ありますでしょうか。

【5 議題（1）平成 23 年度障害者等相談支援事業の実績及び今後の取組について】

(江原会長)

はい、それでは続きまして議題に入りたいと思います。

最初の議題としては、障害者等相談支援事業の実績と平成 24 年度の取組につきまして、報告をいただきたいと思います。事務局からお願いいたします。

事務局 海野より資料説明

(江原会長)

はい、ありがとうございました。

実績と今後の取組ということで報告がありましたけれども、これについてご質問・ご意見等お伺いしたいと思います。

(鈴木委員)

社会福祉法人明光会 サポートセンター北斗の鈴木です。

虐待防止のことについてお伺いします。今現在通報とかいうことではないのですが、たとえばご家族の方に虐待をされている、あざとか証拠が残って、例えば市の方に通報をするということで、何度かケース会議をしても結局最終的にはその方を保護するというで何処かに入所施設がないかということで探していただくことしかできないですけど、例えばご家族が面倒を見切れない、見たくないというときには、虐待防止法を利用して、ひどい虐待をして入所させてしまおうと思っている可能性はないのかなと思ったんですけど、その点はいかがでしょう。

(江原会長)

はい、虐待への対応について、ご家族がもっと虐待してしまうんじゃないかということについていかがでしょう。

(事務局 海野)

その件につきましては、通報を受けて、障害者福祉課、生活支援課等でケース会議を開きまして、そこで検討して決めていけると考えております。

(鈴木委員)

それと企業などにお勤めの方は、虐待をうけていてもそれを申し出ると辞めさせられちゃうということとを心配している方もいるので、そういうことに関しても、最後の詰めというところをもう少し考えていただけたらと思います。

(江原会長)

使用者の虐待について、通報されたときに関してのご意見です。

(事務局 松永)

今の企業に関するのですが、通報者に対する保護というのも規定されていると思います。それについてはやはり、企業側への虐待防止法について周知を図りながら、企業側に理解を求めていくような形で進めていきたいと思います。

(江原会長)

虐待の対応についてはいろんなことが今後起きてくると思いますので、きちんと対応・手続について構築していくということが大きいので、市のほうで対応して行って欲しいと思います。

さらにお願ひします。

(佐野委員)

障害者協会佐野です。お願ひします。

鈴木さんがおっしゃられたことが少し伝わってないんじゃないかなと、私も鈴木さんと同じことを思ったんじゃないかと思うのは、究極の所でその方が行き倒れない、ってなってしまうときに、それを保護する場所というところが必要だということだと思うんですね。センターがあるから、そのセンターにその事情にしたがって対応するということはわかるんですけども、対応が次のステップに行くためにはこの人を一時的に保護しなければならない、その一時的という一時が一日であるのか、一週間であるのか、あるいは一ヶ月であるのかかもしれない。そういったときにこのセンターの中、あるいはどこかにその人が住みながら日常生活を取り戻せるようなそういう場所が必要なのではないかということがあります。ですので、そのことをこのシステムの中に加えなくてはいけないのではないかとすることが一つ。

(鈴木委員)

補足ですが、その虐待をされた方が入所してそれでおしまいというわけではないと思うんですよ。その方の将来に向けてを考えてあげなきゃいけないですけど、この虐待の対応は入所で終わりというようなところがあるので、そこをもうちょっと考えていただきたいなというのがあります。以上です。

(事務局 海野)

緊急性が高いものについてですけども、すぐに対応しなければならないということで、居室の確保ということが規定されておまして、そちらのほうについて今考えているのは、静岡市としては公設という形でここに書いてありますけれども、桜の園であるとかかわらした学園を考えております。その後、措置をしていった後、どういう風に虐待を受けた方であるとか虐待をした方、そういうことについてケース会議を開催いたしまして検討して対応していきたいと思っております。

(望月委員)

一時保護をする場合に公設の施設で入所していただけたらいいという風にして今聞こえてしまうんですけども、入所の施設でじゃあいいかどうかというふうに考えるとちょっとそこは違うかなという風に自分は思うんですね。やっぱり、静岡市として一時保護をするのであればきちんとした形で施設でないところできちんと保護をしてその人の行く先を一ヶ月なのか、一年なのかというスパンできちんと見てあげて、家庭に戻すのか、自立していただくのか、ケアホームに入居していただくのかというところまで考えながらやっていっていただかないと、ちょっと入所施設に入れてしまうって言い方は変かもしれませんが、入所施設に入れるだけで終わりってというような形だけにはして欲しくないんで、できれば一時保護所をきちんとした形で作るってというような方向を検討していただく。で、子供の場合は、静岡市はあるんですか。

だとしたら、障害がある方も一緒に、児童と一緒に、一時保護所をきちんと作るという方向で考えるべきではないかなと思います。

(事務局 松永)

先ほどの施設入所というのはずっと入所ということではなくて、あくまで公設の場所を一時保護所として使うという意味です。質問でありましたその後のケアにつきましては個々のモニタリング等でケアしていくので、施設に入所したらそれでおしまいではなくて、あくまで一時的に保護した中でその方が今後どういう対応、当然家族の方の考え方、対応もありますし、その方の障害の程度とかもございまして、それは個々にそのケース等を考えながら、対応を考えていくことで、あくまで先ほどの措置というのは一時保護ということとして施設に入ったらそれで終わりということではございません。

あと、もう一つの児童相談所というところでうちの方も児童もやっていますけれども、障害者もそういった施設をつくったらどうかという部分でありますけれども、やはり現在一時保護の定義といたしまして、そういったものが見えない状況にあるということ、それと財政状況的に、施設を作ったとしても運営の効率的なことを考えたときに、やはり現在の公設の場所を一時保護所として使うのが、今現実的な選択ではないかというふうに私は考えております。

(望月委員)

児童の場合だと、入所の施設は静岡市内に二箇所、身体で一箇所、知的に障害がある方たちのものが一箇所しかないと思うんですね。そうすると、児童さんと成人の施設でケアするのがなかなか難しくなるので、児童の施設というような形で行くような形になるんですけれども、そうすると、そこが満床だよといったときに、なかなかそこに入所できないと、一時保護で受け入れできないとなると、静岡県内の何処かっていうようなところでいくような形になるとおもうんですね。それは違いますか。

(事務局 松永)

18歳未満の障害児の場合には基本的には児童相談所で対応することになります。児童相談所も一時保護所に入ります。それ以外の障害者の方については、障害者の桜の園あるいはわらしな学園に一時保護をするというように考えています。

(望月委員)

(障害)児の場合は、(障害者)入所施設ではない。

(事務局 松永)

あくまでこれは入所ではなく一時保護ということなので、一時保護所としてどこの施設を使うかということですので、ですから、障害者の場合でも施設に入ったからといってそれはずっと措置されることなく、あくまで一時保護です。そんなふうにご理解いただきたいと思います。

(江原会長)

質問は障害児の対応といったところで、このスキームは障害者の虐待防止法ですので、障害児の場合は児童虐待防止法という理解でよろしいですね。望月さんよろしいですかね。

(望月委員)

はい。

(江原会長)

あくまで緊急性が高い場合の入所措置というわけではなくて、一時保護という形で居室を確保する考えです。

(鈴木委員)

北斗の鈴木です。

先ほど、二点、今一点のほうもそうなんですけれども、もう一点の方は家から障害者の人を面倒見たくないよといったときの対応として、虐待をしてひどい虐待であったら一時保護でも何でも入所でもしてもらえるっていうところになってしまうと怖いというのが虐待防止法の対応としてはあると思うんですよ。

その最後の段階の所で虐待をした人に対するペナルティとかケアとかそういうところまで考えていないとこれは成り立っていかないと思うんですけど、いかがでしょうか。

(事務局 松永)

虐待をした方へのペナルティについてはですね、場合によっては刑法適用の場合もあります。あと、非常に難しいのは経済的虐待の部分が難しい部分ではあるんですが、その場合には障害者の方の費用ですね、その部分の合意を得てどうやって使われるのかが、虐待かどうかの判断基準になると思いますので、その方の経済的虐待の場合は非常にペナルティの部分というのは難しいとは思いますが、ただモニタリングのなかで虐待をしている方々へ対して指導というのもしていきたいと考えています。

(江原会長)

今、虐待の対応についてのご質問・ご意見がありました。他にこの虐待についてのご意見質問等よろしいでしょうか。

(佐野委員)

障害者協会佐野です。

何度もしつこく申し訳ないんですけども、先ほどの入所系の施設に一時保護的にあずかっていたごく部分なんですけれども、それはそれでそうしていただく従来の方法しか今はない、ですけれどもこれは私たちが望むことではないし、それをやっていただく入所施設の方々も放っておいていいですよというような気配は感じないでもないわけですよ。やっぱりセンターの所で、その本人をいかに次に、今までの人生ではなく、こうすればいいよってというような導き方もできるかということ、どこでできるかということやっぱりそういう手厚くその人に見守りであったり、指導であったりということの部分がとても必要な気がします。ですので、居室のあるセンターに、どこでもいいんですけども、そういった施設整備というものが検討していただけないでしょうか。強く要望いたします。

(事務局 松永)

非常に今経済状況も財政状況も厳しい中なんですけれども、一時保護の件数が多いという状況が今後虐待防止法施行されて以降、そういう状況が出た場合には、ちょっと考えていかなければいけないかもしれ

ませんけれども、現状ではやはり既存の社会資源を活用していきたいというふうに現在のところは考えております。

(佐野委員)

ありがとうございます。今虐待やっておりますけれども、職場の障害者も同じようなことがいえまして、やっぱり一時的にどこかに預かってもらうとなるとどこかに問い合わせをすると、ここは駄目、あそこは駄目というようにたらい回しになりまして、結局一時的に保護といわれても担当の方が責任感を持ってやってしまうということだけに重みがかかってしまうということがありますので、いまここで財政面のこともとてもよくわかります。ですが、ここで「はい、作ります」という返答は私は求めておりませんけれども、検討していただければありがたいということです。

ありがとうございます。

(江原会長)

はい、ありがとうございます。

(西尾委員)

権利擁護センター西尾と申します。虐待の問題なんですけれども、先ほども経済的虐待の部分が非常に困難になるだろうと予測のもとということで、話がありましたが、ちょっとご報告をさせていただきたいと思うのですが、今、知的・精神の方の日常生活自立支援事業、それから私たち社協の権利擁護センターでは、法人後見を12件実施しているような状況で、昨年契約した数字を出しましたところ、7割が何らかの経済的侵害を受けている、経済的虐待の事例が多いんですね。ただそれが、虐待という風に認識できているかどうか、当事者を含めて養護者に対しても認識がなかなか出来ている方が少ないということと、権利擁護センターの中でも、虐待を受けている利用者の支援をしながらも養護者もみていかなければならないという中で、社会的資源という中で先ほど行政の方でそれを活用していかなければならないとなると、私たちの事業もそういう社会的資源なものですから、今後困難ケースが増えていくという中では危惧しているところでもあります。

(江原会長)

はい、ありがとうございます。

虐待の支援はネットワークで色々なケース、いろいろな人の意見を聞いてやっていかなければいけませんので、そういった意味でも協力していくということでしっかりと信頼関係を築けることが大事ということではないかなと思います。

虐待に関してはこれから対応していかなければいけないところですが、今あったご意見を活かしながら柔軟な対応のできる仕組みを是非お願いしたいと思います。

(佐野委員)

資料1-4の体系図なんですけれども、左端に障害者の身体・知的・精神の家族相談員のところがあるんですけれども、それに加えて社協、権利擁護センターから権利擁護センターも入れるべきという発言がありましたけれども、それに加えて社協で行われている相談事業、そういったものもあるのでそれに

事業者団体が関わったり、事業者団体に関してももちろん関わっていくんですけども、そういうような数字がやっぱりまだまだこれでは相談の数字ではないので、社協の相談もここに加えていただければと思います。

(事務局 海野)

はい、了解いたしました。

(江原会長)

はい、それでは虐待に関しては、他によろしいでしょうか。

まあ、これからきちんと、特に窓口となる相談支援センター、虐待防止センターの今後の協議を是非していただきたいと思います。

他にご質問等ありますでしょうか。

(山本委員)

サポートセンターそらの山本です。資料 1-2 の相談件数のところなんですけれども、年々数が増えているということで、今まで相談できなかった方とか、相談する先を知らなかった方の相談件数が増えることは大いに結構ですし、そういった意味で数が増えることは非常にいいことなんですけど、相談支援事業所の方が数を増やさなくてはならないというような思いであれも相談、これも相談という風に数字に入れていくのだと意味がなくなってしまいますので、あくまで数を追及するのではなくて、相談をきちんと受けて、それにどう対応して、どういう結果を生むか。要は相談に来られた方が最終的に自分が満足いく結果が得られたかどうかが一番重要になると思いますので、その辺は相談支援センターがきちんと記録をして、もし評価していただくなら相談のケースを見ていただいて、それにどういう対応をしていたかということが一番肝心なのかなと思います。ともすると、また、例えば相談に来ただけでも、相談支援センターには不満はなかった、でも相談支援センターが紹介してくれたヘルパー事業所なりに、行ってみたらどこも空いてなくて結果的に満足を得られなかった、というような相談するところはあったけれども、資源がなくてその先につながっていかなかったというようなことではおそらく、相談支援事業所に不満がなくても、利用者さんからしてみると結果自分たちにとって何のメリットもないことと、また新たな相談ということは生まれてこないと感じますので、出来るならば相談件数が減ってくような、利用者さんが満足していくような社会資源を構築していくことが肝心になるかと思います。また、ご家庭の中で当事者よりも家族の方のほうが強い場合には、僕らは当事者の立場に立ってお話したときに、やはり家族のほうからは不満が出てしまって、結果的に「なんだ、お前のところは」というようにしかられるケースもありますが、そこで家庭の中の一番強い方の言いなりになるのではなくて、あくまで当事者の立場に立って家族にもご意見させていただく、場合によってはひどい結果になるかもしれませんが、それでもそういったものを相談員としてはきちんと受け止めてやっていかなければならないかなというのを感じています。

(江原会長)

はい。ありがとうございました。

ご指摘の数だけを見ていくというよりは、その数をきちんと検討していくというご意見です。よろし

くお願いいたします。

(鈴木委員)

北斗の鈴木です。

この利用者評価の実施ということで、これは決まりになるんですかね。評価するということは、先ほど山本委員もおっしゃったように、聞き方によっては事業者に不満が出たりとか、それが本当に満足していなかった場合なのか、対応の仕方が悪かったのか、それともその人の気持ちが中心になってしまうのかで、いくらいい支援をしても満足しない人はしないと思うんです。となると、この満足度の調査というのは、ちょっとどうかなどは思うんですけど、みなさんご意見をお願いいたします。

(江原会長)

今の評価について市のスキームだと、事業所評価と第三者評価とさらに利用者評価にメリット・デメリットとしまして踏み込んでいくということでしたけれども、これに関してはいかがでしょうか。

(長谷川委員)

メディアベースの長谷川です。

今、鈴木委員のお話、事業所評価がどうかということですが、僕はこれ絶対必要だと思います。事業者として、相談事業に関しては国の指針で評価しようということで、昨年からいろいろやっていますけれども、あまりにも相談事業所への負担が、僕は相談事業はやっておりませんのでよくわかりませんが、お話を聞くと、これから個別支援計画もやっていなければならない、ということで相当大変になってくる中で、評価も相談もしていかなければならないというところでは、この事業者評価と利用者評価の内容は先に我々事業者が当然開示というか、こういうところで評価するんだよって言うのは、事前に通達はあるんでしたかね。

(事務局 松永)

事業所評価につきましては、評価の項目については昨年度各事業所にお渡しをしてあります。あと、今後利用者評価を合わせるということで考えておりますけれども、その利用者評価につきましてもやはり同じものを事業所にお渡ししようと考えています。先ほど鈴木委員のほうからワンストップについての利用者の回答が主観的なもので、評価にブレが出る可能性があって意味があるのかという意見があったと思うんですけども、満足度とはどうしても主観的に頼りがちなところは事実だと思います。そこはですね、利用者評価の項目でなるべくその主観、主観は当然入ってしまうと思うんですけど、主観に寄らないような評価の聞き方というのを工夫していきたいと考えています。ですから、ある同じサービスを受けたときに、いいと思う方もいるだろうし、悪いと思う方もいる。単に感覚的な定性的な話ではなくて、例えば定量的な量ではかれるとか、あるいは客観的に聞いたときにあまり答える方がブレがないような設問方法、聞き方に注意していきたいと考えております。

(長谷川委員)

ありがとうございます。で、ですね、話は飛んじょうかもしれませんが、評価する前段階で日々我々事業者が自助努力をしていくかということが大事だと思うんですね。そういう部分ではこのスキ

ーム図の中のどこに入ってくるのか、8ページのところの構成委員、a、b、c、dのどの構成委員の構成メンバーのところにもですね、障害福祉サービス事業者というのが入っていますので、何かその課題とか困難ケースが入ってくるのだと思いますけれども、それよりも以前にですね、事業者、サービスごとの事業者でそういう部会なり研究会というのかな、何でもいいんですけど、やはり日々のところは事業者の自助努力としてはやっていく。お互いそのいろいろあると思うんですけども、検討会みたいなものからはじめて、よりいいサービス提供を目指していったほうが僕はいいと思いますので、事業者だけの、とっていいのかわかりませんが、事業者と相談事業所なのかわかりませんが、そういう検討する、会議ばかりあって大変だとは思いますが、まずそこから事業者自身が変わっていくなり、より良い支援を目指していくことはやっぱり考えていかないと、せっかくいい相談事業のスキームが出来ても、評価されても、何言ってるんだか分からないとか、まあいいやってなったらすぐもったいないなと思います。

その前後なのかわからないので、みなさんにご検討いただきたいんですけど、これを評価として受け止めて着実に遂行していくという事業者としての意思も、そういう会なのかわかりませんが、誰か盛り込んでくださるとありがたいなと思います。

(事務局 松永)

ご意見ありがとうございます。ちょっと私どもの説明が足りなかった部分があると思いますけれども、8ページの自立支援協議会の協議体系というのはあくまで個々の事業所で出てきた個別な案件について、解決が困難なものについて順次挙げていくという組織に加えまして、先ほど利用者の評価につきまして基本的には各事業所の中でやっていただくものだと思っております。7ページの下のほうに満足度を高めるイメージというものがありますけれども、横軸に事業者の評価が、縦軸に利用者評価という形で作らせていただいておりますけれども、この中で問題なのはBの両方とも事業者も利用者のほうが取組み方や利用者満足度が低いという部分だと思います。主にそのCというところに高めていくというイメージなんですけれども、ここで一番事業者の方に大前提としてみていただきたいのはDのところでございます。

Dのところというのは、事業者としては良くやってるよ、というところにも関わらず、利用者の満足度が低いというのがDのゾーンになると思うので、そういうところをピンポイントにあぶりだすことによって解決策により結びつけるために事業者評価と利用者評価を事業所の中で比較していただいて検討していただくと。当然この内容につきましては、年に二回開かれます、次回ですね、二月か三月になるとは思いますけれども、そのときにこの件の報告はさせていただきたいと思います。

(江原会長)

ありがとうございました。

事業者評価に関する質問事項、よろしいでしょうか。他にありますか。

(望月委員)

まあぶるの望月です。

二点確認をさせていただきたいことがございます。

自立支援協議会の設置要綱が変わったというふうに思います。法定化されたので、変わっていると

ころがあると思いますので、その点の意義と役割のあたりをご説明いただきたいということと、あと関係通知が厚生労働省から出ていると思いますけれども、その関係通知の中のこと、もう少し触れていただきたいというのが1点。

もう1点がですね、自立支援協議会の協議体系についてですけれども、これはおそらく私が提案させていただいた連絡調整全体会議の中でのご回答として考えているんですけれども、その中で1点目の法定化された中での厚生労働省から出ている文章の中にも載ってるんですけれども、専門部会を設置するようなことを検討、取組をしっかりとしなさいよ、というようなこともあったと思いますので、その辺との関わりをお話いただければ、ってということと、あと、プロジェクトチームをもしやるんだとして、テーマはどういうテーマで考えられているのかということと、あと期限についてどの辺までの間に、どういようなことをしていくっていようなことを考えられているのか、ということと、あと人選についてはプロジェクトチームと私が出したものになってくると、かなり多い人数になってくるので、これはやってられないというふうにして感じられたので、少ない人数で、っていような形で考えられていると思うんですけれども、人選についてはどのように考えられているのかということをお尋ねしたいです。

(江原会長)

自立支援協議会の位置づけと、プロジェクトチームについての具体的な現段階の構想についてお願いします。

(事務局 海野)

はい。プロジェクトチームについてはですね、検討する内容については全体の連絡調整会議であるとか、区の連絡調整会議であるとか、皆さんの意見を聞きながら、今課題になっているような内容について検討していただきたいというふうに考えております。メンバーについても、あまり多くてもまとまりがつかないと思いますので、人選させていただいてその中で検討させていただきたいと考えております。それから、自立支援協議会の法的な位置づけなんですけれども、一応要綱のほう付けさせていただいているのでそちらをご確認いただきたいと思います。

(事務局 松永)

ちょっと補足します。今回の自立支援法の改正におきまして、自立支援協議会の法定化という部分なんですけれども、これについてはあの、これまで特にその各市町で自立支援協議会が設置されているところばかりではなくて、実際全国で60%くらいしか自立支援協議会ができていないという状況下でございます。

それを受けて、地方公共団体は自立支援協議会を設置することができるということを法の中で定めてきたということでございます。ですから、本市においてはすでに自立支援協議会を運営しておりますので、今回法定化に伴って本市がどう変わるかというのはすでに実施しているのので特に変わることはないという風にご理解いただきたいです。

(江原会長)

関係通知についてのお答えですけれども。

(望月委員)

関係通知の中に、改正法を踏まえた自立支援協議会の役割というような文章が入っていると思います。その中に専門部会のこと書かれていると思うんですけども、専門部会についてはちょっと難しいと。それでプロジェクトチームにしたいんだというような形になっているので、その辺の国から出されている通知と、プロジェクトチームであるところの理由をちょっとお聞きしたいと思います。

(事務局 松永)

国のほうの通知は専門的な機関を設けるというようなことの技術的指導かと思っております。まずは名称とかで検討する仕組みを作れば十分足りると思っております。

8 ページのところの a、b、c、d とありますけれども、実際これらの事務局、あるいは各相談事業所にご相談申し上げてないので今後の対応としてお聞きいただきたいと思いますが、実は a、b、c、d というそれぞれの機関ですね、ちょっとオーバーラップしている部分があって、私はここを整備する中で専門部会、プロジェクトチーム、そういったものをみなさんにとっております。

具体的には、a というのは各区で各月に一回やられております。b、c につきましては年に4回実施されておりますけれども、b と c の役割が二アイコールになっている現状がございますので、例えばここをですね、b、c をあわせて8回ありますので、そこを一つの機関として年4回すると、トータルしてあと4回残りますよね。あとの4回について、専門部会的なプロジェクトでもいいですけど、そういったものを設けたらどうかというのは私は思っておりますけれども、これは各相談事業所あるいは事務局となっている障害者協会と図りながらつめていきたいと思っております。

(望月委員)

そもそもがですね、連絡調整会議の役割と自立支援協議会の役割と専門部会の役割が分かれていると思うんですね。今、連絡調整会議の役割がかなりの負担になってきている部分はあると思うので、連絡調整会議でやられている部分を課題の整理をまず連絡調整会議の部分でしていただいて、専門部会において課題の検討であったりとか、って言うような形で役割分担をしていけばいいのかなとちょっと思っているんですね。その部分で仕組みをもう少し整理するって部分については私は賛成ですので、その部分をきちんとした形をやっていただければと思います。それと自分はここ一年やっていて思っているんですけど、ここにご本人たちがいないのはどうかな、っていう風にしていつも思うんですね。連絡調整会議の中でもご本人の発言する場所がない。で、私たち行動援護の研修をやる中でいつも支えの信条というのを皆さんに見せております。読んでいただいたり、それを事業所に張っていただいて障害のある方たちはこういう風にして思っているんだというようなことをやりながら事業を展開するということを考えているんです。なので、こういう場所でもやはり障害のあるご本人たちの生活についていろんなことを話し合う場所にも関わらず、ご本人たちがここに誰一人いないということ自体がちょっとおかしいと考えているので、連絡調整会議の中でもいいですし、自立支援協議会のメンバーでもいいので、まずもってご本人たちに出てきていただいてご本人たちの声をしっかり聞くというようなことをやっていってあげないといけないと思っています。

(事務局 海野)

ただいまのご意見、検討させていただきたいと思っております。

(江原会長)

よろしくお願いします。

時間も差し迫ってまいりましたので、他にございましたら、事務局のほうから実績と今後の取組について説明ありましたけれども、これまでの意見を参考に、特に体系に関してはよく交えて検討も含めて確実的支援と上に対する報告の流れ等が一体的な仕組みを目指したいと思います。

ここで次の議題に入ります前に、傍聴者・報道機関の皆様申し上げます。

これより先の傍聴につきましては静岡市情報公開条例第七条第一項第一号個人情報の含む内容となりますので非公開とします。事務局職員の指示に従いましてご退出くださいますようお願いいたします。

【5 議題（2）地域課題について】

議題「(2) 地域課題について」の内容は、静岡市情報公開条例第7条第1項第1号に規定される非公開情報（個人情報）に該当するため、非公表とさせていただきます。

閉会

(江原会長)

それでは皆様からいただきましたご意見をまとめさせていただきたいと思います。短い時間の中でさまざまなことで話がありましたけど、最初のほうでは通勤の移動支援についても話がありましたし、虐待の通報の仕方についても特に一時保護に関しての、入所で終わらせないでという意見もありました。きちんとできるような仕組みをできる限り整えるということで。また、利用者の満足度の調査も各相談事業所が取り組めるようなことを模索しながら進めていくという意見をいただきました。あと、プロジェクトチームという名前にならないところで、市のほうでは自立支援という形になっていますけども、機能するように連絡調整会議と連携をとりながら、進めていくということにいたしました。最後に、特定疾病のところはヘルパーの不足について検討していくということで、25年の方向性をきちんと示せるような取組をして頂きたいと思います。

最後に本日の議題等を通しまして、何か質問や意見等はございますか。

(山本委員)

すいません一つだけ。

10月から計画相談がスタートするに当たって今相談員さんの研修等が進められているようですが、程度区分が決まった後にサービス等利用計画という段階で、その後に支給決定が待っていますけれども、実際に相談員がですね、人によって支給の計画がかなり変わってしまうケースになってしまうと、後で変更なりやり直すのは難しいと思いますので、実際に始まる前にですね、例えば、介護保険ですと、介護度が決まれば使える単位数って言うのがおのずと数字として見えてくるので、その中でどんなサービスを使っていくかを計画しやすいのですけれど、今市の方にあるガイドラインを基準に考

えるべきなのか、全くその辺を考えずに計画を作っていくのか、またそこで個人差が出てくると困りますので、その辺は始まる前にですね、ご検討いただけたらいいかなと思います。よろしくお願いします。

(江原会長)

その辺についてはご検討をお願いしたいと思います。

(事務局 松田)

障害者福祉課の松田です。

計画相談については、10月1日から施行していくつもりなのですが、事業者の体制の整備の状況を見ながらという形で考えていますので、実施内容については、ガイドライン、支給量についても公開していくよう検討していきたいと思っています。よろしくお願いします。

(望月委員)

計画相談のことなんですけれども、おそらく今受給者証が出ている人は静岡市で4000人程度いらっしゃるって、相談機関が11箇所、計画やるところが、あともうちょっとあってっていう形で、計画自体を作る事業所が若干少ないというか、かなり少ないかなというようなおもいがあるんですね。個別では私たちの事業所が、たまたま障害福祉課に行ったときに、「まあぶるさん、計画相談やらない？」っていうようなことを個別で聞かれたことはあるんです。でもそれに対して静岡市としてこれだけの事業をやらなきゃいけないから、どうにかしたいというような、計画持ってやりたいんだというような事業所集めて説明していただく時間が全くないかなという風にして思うんですね。その辺の計画相談やるにあたってどういう風な形で考えられているのかというようなことを、少しご説明いただくということと、社会資源として私たちあるんだとしたら、そこを使わない手はないと思っているので、あなたたちやっってくださいというような形で、お願いします、というやっていただく方向で考えていただいた方がいいかな、と思っています。

まあぶる自体がここでいうのも何なのですが、私やりたいという風に思っているのですが、うちはサービスを提供している事業所なので、計画相談までは参入したくないと思っているんです。もし計画相談をやるのであれば、別の組織を作って計画相談だけやるっていう事業所は作りたいと思っているので、まあぶるとして事業所が受けるという方向は考えていないですけれども、でもそうじゃないという事業所もかなり多いと思うんです。

その部分で、サービス管理責任者とか、相談支援の養成研修を受けている方たち、静岡市にたくさんいると思いますので、その人達をきちんとした形でつかうっていう手はないかなと思っているので、その点の計画があれば聞かせていただきたい。もしなければ、事業所集めていただいて、こんな方向でやりたいんだということをお話いただく機会・時間を作っていただければよろしいかなと思います。

(事務局 松田)

ありがとうございます。今、望月委員がおっしゃったとおりこちらとしては、事業所の方で計画相談の指定を順次取りに来ていただければという思いはあったんですが、現在そのような状況になかなかないのは事実です。ですので、指定一般相談の事業所さんを中心にですね、特定相談の指定を取っていただくようにすすめる機会を持たせていただければと思います。

(望月委員)

それ以外に生活介護事業所や就労継続B型の事業所、居宅介護の事業所の方たちにも相談支援をやらせている養成研修を受けている方たちはたくさんいると思いますので、そういうところも対象にして新たな事業展開考えてくれませんかとお話はされたらいいかなって思います。

(江原会長)

はい。ご提案についてご検討いただきたいと思います。

(事務局 松田)

相談支援以外の事業所につきましても、声を掛けさせていただきたいと思います。

(江原会長)

ほかによろしいでしょうか。

(事務局 海野)

最後にですね、先ほどの移動支援の支給決定時間と利用時間についてのご質問があったと思うんですけど、それについてのご披露したいと思います。移動支援の支給決定時間は19,400時間、利用時間は68,342時間、利用率が35.71%になっております。以上でございます。

(江原会長)

はい、ありがとうございました。

(事務局 海野)

失礼しました。支給決定時間は191,400時間です。

(江原会長)

時間が定刻となってしまいました。よろしいでしょうか。

本日の会議はここで終わりにしたいと思います。委員のみなさまについては円滑な進行にご協力をいただきありがとうございました。これにて本日の議長を退任いたします。事務局にお返ししますよろしくをお願いします。

(司 会)

長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。

最後に保健衛生部長の畑よりご挨拶申し上げます。

よろしくをお願いします。

(畑保健衛生部長)

本日の協議会におきましては、静岡市相談支援事業の推進、地域課題の解決に向け、積極的なご意見をいただきありがとうございました。

今回が委員改選後初めての協議会とは思えない程、活発な意見交換が行われたものと感じております。

冒頭の挨拶でも福祉部長より申し上げましたが、障害者自立支援法の改正により、当協議会の役割はますます重要となっている状況でございます。

今後につきましても、身近な地域での相談支援体制や、各機関の連携による支援体制の更なる充実のため、委員の皆様が日頃取り組まれております業務を通じ、積極的にご意見をいただくとともに、地域における障害者福祉の向上に向け、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本協議会の運営にご協力いただきました関係の皆様に変更して感謝を申し上げ、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

(司 会)

最後に事務局よりお知らせします。

次回の協議会は、平成 25 年冬頃の開催を予定しております。開催日時については、別途ご案内させていただきます。

これにて、平成 24 年度第 1 回静岡市障害者自立支援協議会を閉会します。

ありがとうございました。